

〔弁護士業務部〕

- 1 昨年度に引き続き、新しい紛争解決方式の模擬あっせん（オンライン利用）を実施しました。これは、あっせん手続きにおいて和解が不成立の場合に、仲裁合意により仲裁手続きに移行して、その手続きにおいて当事者双方に合理的と考える解決案を提示してもらい、そのいずれかの解決案を仲裁人が仲裁決定として採用するという紛争解決方式であり、現行の当会紛争解決センターのADRの亜型に属するものになります。
- 2 まず、令和4年3月30日、4月28日に建物明渡請求事案の模擬あっせんを実施しました。素材は部員の実際の交渉事件になります。次に、7月11日、9月20日に未払月額会費等支払請求事案の模擬あっせんを実施しました。素材は東京地裁平成29年（ワ）第23218号事件令和1年7月16日判決言渡しの事案になります。最後に、11月7日に未払金銭返還等請求事案の模擬あっせんを実施しました。本件の素材も部員の実際の交渉事件になります。
- 3 まだ実験としての域を出ておりませんが、迅速性、柔軟性、満足度において、ある程度の良好な感想が得られうる紛争解決手段になりうるものであり、プライベートメディエーションとしての実施が将来的には見込まれうるものになります。

部長 木下 学